
組 合 会 議 員 選 挙 執 行 規 程

(趣 旨)

第1条 組合会互選議員（以下「議員」と言う。）の選挙に関しては、法令および規約に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(総選挙の期日)

第2条 総選挙は、議員の任期満了の日の前5日以内に行なうものとする。ただし、特別の事情がある場合には、議員の任期満了の日の後5日以内に行なうことができる。

(選挙の公告)

第3条 理事長は、選挙の期日前少なくとも7日間以上総選挙の期日、投票開票の日時および選挙会場ならび選挙すべき議員の数を公告しなければならない。

2 理事長は、必要に応じて選挙会場以外の投票所を設けたときは、前項の公告とあわせてその投票所の位置およびその投票所において投票すべき選挙人の範囲（以下「投票区」という）を公告しなければならない。

3 天災地変その他やむを得ない事由により選挙を行なうことができない場合においては、前2項の公告はその効力を失い、理事長は改めて前2項の公告を行なわなければならない。

4 前各項の規定は、補欠選挙、増員選挙および再選挙の場合においても同様とする。

(立候補)

第4条 議員の候補者になろうとする者は、選挙期日の公告のあった日から選挙の期日前5日までに、別記第2号様式をもって選挙長に届け出なければならない。

2 前項の届出をする場合においては、被保険者である組合員3人以上の推薦者があることを要する。

3 選挙長は、第1項の届出を受理しようとする場合においては、その者の被選挙権の有無を確認しなければならない。

4 選挙長は、第1項または第5条第2項の届出を受理したときは、理事長へ通知するとともに届出書の余白に受理の年月日を記載しなければならない。

(立候補の特例)

第5条 前条第1項の期間内に届出のあった議員候補者が、その選挙における議員の定数をこえる場合においては、その期間を経過した後議員候補者が死亡し、または議員候補者であることを辞退したときは、同条の例によって選挙の期日前2日前までに立候補の届出をすることができる。

2 議員候補者が立候補を辞退しようとする場合においては、別記第3号様式を以って選挙長に届出なければ、議員候補者を辞することができない。

3 前条第1項および前項の届出があったとき、または議員候補者の死亡を知ったときは、理事長は直ちにその旨を公告しなければならない。

(選挙人名簿の作成)

第6条 理事長または常務理事は、別記第1号様式の選挙人名簿を選挙期日前7日現在において、被保険者名簿を作成しなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数をこえないときは、この限りでない。

- 2 前項の選挙人名簿は、数投票区を設けた場合においては、その投票区毎に作成しなければならない。
- 3 第1項の選挙人名簿を作成した日から選挙期日の前3日までに選挙人に移動が生じたときは、理事長または常務理事は直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。

(選挙立会人および投票立会人)

第7条 選挙長は、選挙人の中から本人の承諾を得て1人以上の選挙立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに本人に通知しなければならない。

- 2 選挙長または投票管理者は、各投票所毎に選挙人の中から本人の承諾を得て1人以上の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに本人に通知しなければならない。
- 3 前2項の選挙立会人または投票立会人で参加する者が、選挙会場または投票所を開くべき時刻になっても1人もいないとき、またはその後1人もいなくなったときは、選挙長または投票管理者は、投票区における選挙人名簿に登録された者の中から1人以上の選挙立会人または投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、選挙または投票に立会わさなければならない。
- 4 第3条第2項から第5条までの規定は、検査を行う場合にこれを準用する。

(選挙事務関係者の立候補制限)

第8条 議員候補者を下記の各号に選任してはならない。

- (1) 選挙長
- (2) 選挙立会人
- (3) 投票管理者
- (4) 投票立会人

(無投票の公告)

第9条 組合規約第8条第1項ただし書の規定により投票を行わないときは、選挙長は直ちに理事長に通知し、理事長は直ちにその旨を公告しなければならない。

(投票)

第10条 選挙の当日被保険者の資格を有しない者は、投票することができない。

- 2 選挙人は、選挙当日自ら選挙会場または投票所に行き、選挙人名簿の対照を経て投票しなければならない。
- 3 投票用紙は、別記第4号用紙を以って作成し、選挙の当日選挙会場または投票所において、選挙人に交付しなければならない。
- 4 選挙人は、投票所において投票用紙に自ら議員候補者1名の氏名を記載して、選挙長及び投票管理者または投票立会人の面前においてこれを投票箱に入れなければならない。

- 5 投票所から遠隔の地または交通不便の地に勤務する選挙人は、前項の規定にかかわらず、郵便で投票することができる。この場合において理事長は、その選挙人の範囲を第3条の公告にあわせて公告しなければならない。
- 6 前項の投票をする選挙人は、あらかじめ選挙長から投票用紙および投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自ら議員候補者1名の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封いんし、さらにこれを他の封筒に入れ封いんし、その裏面に署名しかつ投票在中の旨を明記して投票が完了するまでに到着するように選挙長に送付しなければならない。
- 7 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

(投票記載場所の設備)

第11条 選挙会場または投票所において選挙人が投票の記載をする場所は、他人がその選挙人の投票の記載を見ることまたは投票用紙の交換その他不正の手段が用いられることのないような設備でなければならない。

(投票箱の構造)

第12条 投票箱は、できるだけ堅固な構造とし、かつその上部のふたに各々異った2以上の鍵を設けなければならない。

(投票箱の点検)

第13条 選挙長または投票管理者は、選挙人が投票する前に、選挙会場または投票所にいる選挙人の前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙の交付)

第14条 選挙長または投票管理者は、投票立会人の面前において、選挙人が選挙人名簿に記載されている者であることを選挙人名簿と対照して確認した後、これに投票用紙を交付しなければならない。

- 2 選挙人は、前項の投票用紙を誤って汚損した場合には、選挙長または投票管理者に対してその引換えを請求することができる。

(投票所の秩序保持)

第15条 投票所において演説討論をし、もしくはけん騒にわたりまたは投票に関し協議もしくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは選挙長または投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは、選挙会場または投票所外に退出せしめることができる。

- 2 前項の規定により選挙会場または投票所外に退出せしめられた者は、最後になって投票をすることができる。ただし、選挙長または投票管理者は、投票所の秩序を乱す恐れがないと認める場合においては、投票をさせることができる。

(投票用紙の返還)

第16条 投票をする前に自ら選挙会場または投票所外に退出し、または前条第1項の規定によって退出を命じられた選挙人は、投票用紙を選挙長または投票管理者に返付しなければ

ならない。

(投票箱の閉鎖)

第17条 選挙会場または投票所を閉じる時刻になったとき選挙長または投票管理者は、選挙会場または投票所の入口を閉じ、選挙会場または投票所にある選挙人の投票の終了をまって投票箱を閉鎖しなければならない。

- 2 第10条第5項および第6項の郵便による投票は、前項の投票箱の閉鎖に先だって選挙長は、選挙立会人の面前においてその封筒を開き、直ちに投票箱に入れなければならない。
- 3 第1項の投票箱は、かぎをかけた上、1つのかぎは選挙長または投票管理者が保管し、他のかぎは投票立会人が保管しなければならない。
- 4 第3項により閉鎖した投票箱は、選挙長に送付する場合のほか、投票所の外に持ち出してはならない。

(投票録の作成)

第18条 投票管理者は、別記第5号様式による投票録を作成し、投票に関するてん末を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

- 2 投票管理者は、投票立会人とともに遅滞なくその投票箱、投票録および選挙人名簿を、選挙長に送付しなければならない。

(開票日)

第19条 開票は、投票の当日またはその翌日に行なう。

(開票)

第20条 選挙長は、選挙立会人とともに投票箱を開き、投票総数と投票をした選挙人総数と比較したうえ、投票立会人と各投票所の投票を混合して投票を点検しなければならない。

- 2 選挙長は、投票を点検する場合においては、選挙立会人とともに、同一の議員候補者の得票数を計算しなければならない。
- 3 選挙長は、点検済の投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、選挙立会人とともに封いんしなければならない。

(投票の無効)

第21条 開票の場合の投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き選挙長が決定しなければならない。その決定に当っては第22条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第22条 下記の投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 1投票中に2人以上の候補者の指名を記載したもの。
- (3) 議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。

- (4) 議員候補者でない者の氏名を記載したもの。
- (5) 議員候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職場の地位、住居または敬称を記載したものは、この限りでない。
- (6) 郵便による投票の場合には、その投票をなすことができる時刻に遅れて到着したもの。
- (7) 議員の候補者の氏名を自署しないもの。

(当選人の決定)

第23条 当選人が決定したときは、選挙長は直ちに当選人の氏名、事務所の所属名および得票数を理事長に報告しなければならない。

- 2 規約第11条により当選人を定めるに当って得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで決定する。
- 3 第1項の報告があったときは、理事長は直ちに当選人にその旨を通知し、当選人の氏名および事業所の所属名を公告しなければならない。
- 4 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の通知を受けた日から5日以内にその旨を理事長に申し出なければならない。

(当選人がない場合の報告および公告)

第24条 当選人がないときまたは当選人が議員の定数に達しないときは、選挙長は直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告があったときは、理事長は直ちにその旨を公告しなければならない。

(再 選 挙)

第25条 選挙すべき議員の数に足る当選人を得ることができなかつたときは、理事長は1ヶ月以内の選挙期日を定めて公告し、再選挙を行なわせなければならない。

(議員の繰り上げ補充)

第26条 議員の欠員が生じた場合において、組合格約第11条第1項の規定による得票数で当選人とならなかつた者があるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

- 2 前項の規定は、当選人の当選が無効となった場合に、これを準用する。

(議員の補欠選挙)

第27条 議員の欠員につき前条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、理事長は、選挙の期日を定めてこれを公告し、補欠選挙を行なわせなければならない。

(選挙録の作成)

第28条 選挙長は、選挙毎に別記第6号様式により選挙録を作成し、選挙会に関するてん末を記載し、選挙立会人とともにこれに自署しなければならない。

(選挙会の参観)

第29条 選挙人は、選挙会の参観を求めることができる。ただし、開票開始前は、この限り

でない。

2 第15条の規定は、選挙会場の取締りにおいて準用する。

附 則

この規程は、昭和37年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成15年4月1日から施行する。

この規程の変更は、次期総選挙から適用する。

この規程の変更は、次期総選挙から適用する。

この規程の変更は、2020年8月1日から施行する。

この規程（別紙様式の変更）は 2021年4月1日から施行する